

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の
設置について

平成31年3月26日
令和8年5月8日一部改正

経済産業省が、工業製品製造業を所管する立場から、工業製品製造業分野の特定技能外国人材受入れの適正な実施のために、本協議・連絡会を組織する。

名 称： 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会

設 置： 平成31年3月26日

目 的：

構成員相互の連絡及び連携の緊密化を図るとともに、構成員に対する特定技能制度の趣旨、外国人材受入れに関する施策などの情報及び優良事例等の周知並びに特定技能制度に係る課題の把握及び対応方策についての検討及び協議を行うことにより、特定技能の適正な実施及び特定技能外国人の保護並びに特定技能外国人の受入れ状況に係る地域差の発生の抑止に貢献すること

協議・連絡事項：

- ① 特定技能外国人の受入状況、課題及び不正行為の状況並びに対応策
- ② 特定技能外国人の受入れに係る優良事例等
- ③ 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することを防止することに資する措置

- ④ 特定技能所属機関等が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置
- ⑤ その他特定技能外国人の適正な実施及び特定技能外国人の保護に資する情報及び取組

構成員：

- ① 経済産業省
- ② 法務省、警察庁、外務省及び厚生労働省
- ③ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和4年経済産業省告示第127号）第4条の登録を受けた法人
- ④ 地方公共団体、経済団体その他の団体（本会の目的に賛同し、本会の行う情報把握や周知等に協力する能力を有すると経済産業省が認めるものに限る。）

運営要領： 別紙のとおり

議 事： 原則公開

事務局： 経済産業省製造産業局製造産業戦略企画室

以上